

江田島市能美市民センター別館4階 利用者募集要項

(令和5年7月)

本施設は、テレワーク等、新たな働き方に対応した産業を誘致することで、江田島市における新たな雇用の場の創出や産業活性化に繋げるための施設であることから、利用を希望される方には、本市での事業展開等の審査を実施し、決定を行います。次の要綱をご理解の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

1. 施設概要

(1) 所在地等

所在地・名称	構造等	床面積	備考
能美町中町4859番地9 能美市民センター別館 4階（階段を除く）	RC造4階建 のうち4階 都市計画区域外	177.83㎡	・平成4年5月築（新耐震構造） ・広島-高田・中町航路「中町港」、 コンビニ徒歩1分 ・3階は民間企業等が事務所として 使用

(2) 利用時間…午前6時から午前0時まで（年中無休）

(3) 賃借料等…年額758,000円(10%税込額。電気・水道料金は別途負担。)

(4) 利用期間…5年以内（定期建物賃貸借契約。一度に限り5年以内の再契約可能。)

(5) 利用目的…事務所としての使用を想定しています。

(6) 事務室の設備…詳細は物件調書のとおり

■空調設備 独立した空調設備有

■電気設備 OAフロア内にコンセント有

■会議スペース 室内に2か所

■水道 トイレ・給湯室に有

■電話回線 別途個別契約が必要

■インターネット回線 別途個別契約が必要（光回線対応可能）

(7) 備考…事務室内に家具等はありません。入居者でご準備ください。

※施設改修も可能です。事前にご相談ください。

（市が認めた場合には原状回復は不要です。）

※施設改修費や備品購入費等は補助金を受けられる場合があります。

「5. その他参考事項(2)」をご確認ください。



2. 応募できる者の要件

次にあげる条件に該当し、日本国内に事業所又は住所を有する情報サービス業等の事業者であって、地域の活性化に資する取組を行う法人又は個人事業主であること。営利・非営利、法人・個人の別を問わず、複数事業者によるグループでも構いません。ただし、グループで参加する場合は、代表事業者を定めて応募してください。

- (1) 地域との連携や人材の育成等、地域の活性化に資する取組を行うこと
- (2) 常勤の使用者が1人以上であること
- (3) 市内事業者にあつては、単なる事業所の移転ではないこと
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと
- (5) 以下の業務を行う法人又は個人事業主であること
 - ア 製造業の中で、主として研究開発を行う者又はその部署
 - イ 情報サービス業
 - ウ インターネット付随サービス業
 - エ 映像・音声・文字情報制作作業（専ら情報通信技術を利用して業務を行うものに限る。）
 - オ 学術・開発研究機関
 - カ 広告業（専ら情報通信技術を利用して業務を行うものに限る。）
 - キ デザイン業（専ら情報通信技術を利用して業務を行うものに限る。）
 - ク コールセンター業
 - ケ 上記に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの
- (6) 3年以上、本市で事業を継続する意思があること
- (7) 以下の項目に該当する場合は施設を利用することはできません
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）または暴力団員と密接な関与を有する者
 - イ 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に基づく届出を要する事業を営む者
 - ウ 特殊詐欺等の事務所として使用する者
 - エ 宗教活動または政治活動を行う者
 - オ 事務所の一部または全部を転貸する者
 - カ その他市長が管理上支障があると認める者

3. 応募方法

- (1) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(土日祝、年末年始（12/29～1/3）は除きます。)
- (2) 申請書類（持参又は郵送で提出してください。）
 - ア 江田島市能美市民センター別館4階利用者募集申込書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号、任意様式でも可）
 - ウ 法人の場合は、法人登記簿謄本（3か月以内に取得した原本）、決算書の写し（直近2期分）、都道府県税・市区町村税・法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことを証する書面（発行後3か月以内、コピー可）
個人の場合は、住民票（3か月以内に取得した原本）、直近の所得税確定申告書、都道府県税・市区町村税・所得税・消費税及び地方消費税の滞納がないことを証する書面（発

行後3か月以内、コピー可))

エ 会社概要がわかるパンフレット等

※ グループで応募の場合は、各構成員ごとにウ、エを提出してください。

※ 提出された書類等は返却しません。

(3) 書類受付・問合せ・施設見学の申込先

〒737-2297

広島県江田島市大柿町大原505番地 江田島市役所3階

企画部政策推進課

電話：0823-43-1631

メール：seisaku@city.etajima.hiroshima.jp

4. 利用者の選定及び決定

(1) 審査 提出いただいた書類を基に、事務局及び審査委員会で利用者を審査・決定します。
毎月月末を書類提出締切日（月末が閉庁日の場合は直前の開庁日）とし、採点基準としては、事業計画の実現性、雇用や地域産業への貢献見込、事業運営体制の安定性、資金計画等を審査します。満点の6割以上を合格点とし、応募者が複数の場合は総合得点の高い者を選定します。

※ 事業内容等を確認するため、ヒアリング等を実施する場合があります。

(2) 決定時期 書類提出締切日から概ね1か月以内を目途に決定します。

(3) 決定通知 メールにて結果を通知いたします。

(4) 賃貸借契約等 利用者として決定後、3か月以内を目途に、別途、定期建物賃貸借契約を締結します。なお、契約締結までに、年額賃借料等に相当する額の契約保証金（敷金）の納付が必要です。

(5) 審査項目及び各項目の配点

評価項目		配点
1 計画の内容		25
計画内容	計画が具体的に記載され、実現可能なものか	10
計画の特色	地域の特色を踏まえているか	10
スケジュール	スケジュールは適切か	5
2 地域振興		25
地域振興のための取組	地域振興への取組みが具体的に記載されているか	10
	地域活力・魅力の向上に寄与するか	15
3 雇用機会の拡大		25
雇用機会拡大のための取組	雇用機会拡大への取組みが具体的に記載されているか	10
	雇用機会の拡大に寄与するか	15
4 実施体制		15
実施体制	事業計画に見合った安定的な運営が見込まれるか	15
5 資金計画		10
資金計画書 財務諸表の写し	事業を遂行し得る経営状況・資金計画であるか	10
合 計		100

5. その他参考事項

(1) 江田島市サテライトオフィス等誘致促進事業について

江田島市では、令和元年度から「サテライトオフィス誘致促進事業」として広島県と連携し、企業のオフィス誘致を行ってきました。市が企業のオフィス開設のための候補地の選定や、空き家の確保、地域との連携支援などを精力的に行ってきた成果が実を結び、関東圏からのIT企業が3社、広島県内からの企業が2社活動しています。地域の産業や江田島市と連携した新たな取組みも始まり、メディアからの注目も集めています。

(2) 地域との連携について

江田島市は、商工会を始め、広島県庁や地域活動に取り組む企業や団体と連携し、皆様の事業展開を支援いたします。このため、スピード感を持った事業展開が可能です。



(3) 施設利用に関連する補助制度について

ア 江田島市サテライトオフィス等誘致促進事業補助金

江田島市にサテライトオフィス等を設置する者に対し、3年間で最大600万円を補助します。

補助対象業種	補助対象条件	補助対象経費	補助率	補助金交付回数
<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業の中で主に研究開発を行う者又はその部署 ・ 情報サービス業 ・ インターネット付随サービス業 ・ ※映像・音声・文字情報作成業務 ・ 学術・開発研究機関 ・ ※広告業 ・ ※デザイン業 ・ コールセンター業 ・ その他市長が特に認めるもの (※は、専ら情報通信の技術を利用する方法により行う事業に限る) 	1 オフィスの新規設置者 (1)~(7)全て 【要件】 ・ 3年以上 ・ 正社員1人以上配置	(1) 建物改修経費 ※空き家、空き公共施設、空き店舗等の改修	(1)及び(2)の合計経費の1/2 2,000千円限度	※事業を開始した後に1回限り交付する
		(2) 情報通信システム導入経費		
	2 試験的なオフィスの設置者 (4)~(7)のみ	(3) 備品及び機器設備等の購入費	(3)の経費の1/2 1,000千円限度	
		(4) オフィス賃借料 (敷金・礼金・共益費を除く)	(4)~(7)に係る合計経費の1/2 1,000千円限度	
		(5) 住居賃借料 (敷金・礼金・共益費を除く)		
		(6) 車両リース料 ※業務に必要な車両		
		(7) 通信回線使用料		

イ 広島県企業立地促進助成（本社機能の移転・新設）

本社機能の全部又は一部を、広島県内に新たに移転する者に対し、最大1億円が助成されます。助成対象は以下のとおりです。

- ① 社員等の県外からの移住者（家族も含む）に対し、1人につき最大で1,000万円
- ② 施設設置に係る初期コストの2/3

※ 詳しくは、【広島県県内投資促進課：082-223-5151】までお問い合わせください。

**広島ではたらく、
という選択。**

デジタル系&テック系企業のみならず
広島県から、本気のオファーです。
西日本を拠点に、ビジネスを飛躍させませんか？
心から、お待ちしております。

#会社ごと移住 #企業向け助成制度
#企業誘致 #社長移住
#地方移転 #ITベンチャー



広島へ . . . くださる企業に、
来て
最大で . . . のサポート!!
1億円



【問合せ先】

江田島市 企画部 政策推進課

〒737-2297

広島県江田島市大柿町大原505番地 江田島市役所3階

電話：0823-43-1631

メール：seisaku@city.etajima.hiroshima.jp